



事業所向け

相談員派遣事業

該当する石狩市内の事業所を対象に、
助成制度の説明や通年雇用化を目指すための
疑問・質問・相談などに専門家が親切丁寧に対応し問題解決に努めます。
(1社:1回2時間)



相談をご希望された事業所まで、**相談員が直接** お伺い致します。

相談員

特定社会保険労務士
村上 三基夫 氏

社会保険労務士法人
村上労働行政事務所
所長



●実施期間

令和7年 **3/7** まで
(土・日・祝・年末年始は除く)

相談無料 (先着5社限定)

お申し込みは裏面をご覧ください▶

お申し込み
お問い合わせ

石狩市季節労働者通年雇用促進協議会

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所 産業振興部 商工労働課内

TEL: 0133-72-3166 FAX: 0133-72-3540

石狩市 季節労働

検索

相談員派遣申込書

FAX: 0133-72-3540

必要事項をご記入の上FAXまたはお電話でお申込みください。
受付確認後、相談内容、相談員の派遣日の打ち合わせの連絡をさせていただきます。

申込日：令和 年 月 日

事業所名	フリガナ			
住 所	〒 -			
電 話	() -	F A X	() -	
担当者名	フリガナ		役 職	
業 種 (事業内容)			希望訪問 日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
ご相談を希望 する項目に○ をお書き下 さい。(複数可)	季節労働者の 通年雇用化	働き方改革の ポイント	定年延長の整備	就業規則の整備
	働きやすい 環境の整備	助成金の活用	社会保険の加入	福利厚生 of 整備
	その他（具体的に）			

改正育児・介護休業法

令和6年5月に育児・介護休業法が改正され、段階的に施行されます。

- ①柔軟な働き方を実現するための措置等の義務 ②所定労働時間の制限（残業免除）の対象拡大
③育児のためのテレワークの導入努力義務 ④子の看護休暇 ⑤仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務
⑥育児休業取得状況の公表義務 ⑦介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務

65歳超雇用推進助成金

65歳以上への定年引上げや高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して行う助成制度です。

通年雇用助成金

北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して行う助成制度です。